

交際費は、法人の場合には、「資本金」によって損金にできない金額(損金不算入額)が違います

1. 期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である等の法人(注)

(1) 平成26年4月1日以後に開始する事業年度

損金不算入額は、次の①または②のいずれかの金額となります。

① 交際費等のうち、飲食等の費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除き、以下「接待飲食費」といいます。)の50%を超える金額

例: 交際費等が合計950万円で、内訳: 飲食等900万円、贈答など50万円

事業年度が12か月の法人

$900 \text{万円} (\text{飲食}) \times 50\% + 50 \text{万円} (\text{飲食以外}) = 500 \text{万円}$ が損金不算入額

② 交際費等の額のうち、800万円までの金額を超える部分の金額

例: 交際費等が950万円で、事業年度が12か月の法人

$950 \text{万円} - 800 \text{万円} = 150 \text{万円}$ が損金不算入額

2. 期末の資本金の額又は出資金の額が1億円超100億円以下である等の法人

(1) 平成26年4月1日以後に開始する事業年度

交際費等のうち、飲食等の費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除き、以下「接待飲食費」といいます。)の50%を超える金額

例: 交際費等が合計1750万円で、内訳: 飲食等1700万円、贈答など50万円

事業年度が12か月の法人

$1700 \text{万円} \times 50\% + 50 \text{万円} (\text{飲食費以外}) = 900 \text{万円}$ が損金不算入額

3. 期末の資本金の額又は出資金の額が100億円超である等の法人

(1) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度

全額損金不算入

(注) 法人税法第66条第6項第2号又は第3号)に規定する法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人等)は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度からは、上記1.ではなく、上記2.または3.に従って損金不算入額を計算します。

(法第66、措法61の4、平元.3直法2-1、措令37の5、措規21の18の4、平21.6改正法附則6、平25改正法附則61、平26改正法附則77)

交際費は、個人の場合には全額を必要経費に算入できます。